

菌体りん酸肥料の品質管理計画大臣確認肥料の名称等一覧

(令和6年4月23日現在)

肥料の名称	事業場の名称	事業場の所在地	大臣確認の有効期間(注)	確認年月日	
菌体りん酸肥料1号	公益社団法人石巻市水産加工排水処理公社 魚町工場	宮城県石巻市魚町一丁目1番地2	R5. 11. 10 ~ R8. 11. 9	令和5年10月13日	農林水産省指令5消安第4085号
菌体りん酸肥料2号	公益社団法人石巻市水産加工排水処理公社 魚町工場	宮城県石巻市魚町一丁目1番地2	R5. 11. 10 ~ R8. 11. 9	令和5年10月13日	農林水産省指令5消安第4107号
菌体りん酸肥料 ネオソイルP	国土緑化株式会社 富士見工場	群馬県前橋市富士見町赤城山1204番地の435	R6. 3. 18 ~ R9. 3. 17	令和6年3月6日	農林水産省指令5消安第7092号
土壌源	日本有機株式会社 大佐工場	岡山県新見市大佐布瀬12番地の2	~	令和6年3月15日	農林水産省指令5消安第7349号
荒川クマムシくん1号	埼玉県下水道局 荒川水循環センター	埼玉県戸田市笹目五丁目37番14号	R6. 4. 23 ~ R9. 4. 22	令和6年3月22日	農林水産省指令5消安第7667号
西日本オーガニック2号	西日本オーガニック株式会社 賀陽町工場	岡山県加賀郡吉備中央町吉川2128番地62	~	令和6年4月12日	農林水産省指令6消安第283号

注:肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第7条第1項の規定により登録を受けた日又は同法第12条第2項の規定により更新を受けた日から3年間。登録を受けていない場合は空欄としている。